

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
内閣副総理大臣 麻生太郎 殿

平成 29 (2017) 年 9 月 25 日

## 抗議声明

全国難民弁護団連絡会議  
代表弁護士 渡邊彰悟  
事務局長弁護士 難波 満

全国難民弁護団連絡会議（代表世話人 弁護士 渡邊彰悟）は、難民に関する 2017 年 9 月 23 日の麻生太郎副総理大臣の発言に対し、以下のとおり強く抗議し、麻生副総理においては同発言を直ちに撤回するよう求めると共に、政府においても責任ある対応をするよう求める。

## 記

### 第 1 麻生副総理の発言の概要

報道によれば、麻生副総理は、シリアやイラクにおける難民の流出について述べた上、朝鮮半島有事を前提として日本にも朝鮮半島からの難民が押し寄せる可能性があり、このような難民に対する対応として、全体を逮捕することが考えられるが、大量の難民を収容することは困難であるという旨の発言をしたとされている。

さらに、麻生副総理は、これに続き、これらの難民は武装難民である可能性があり、警察では対応できない可能性がある一方、自衛隊の防衛出動によって対応することを検討する必要があり、射殺することを含めて検討する必要があるという旨の発言をしたとされている。

### 第 2 全体的な問題点

しかし、麻生副総理の発言は、難民条約締約国として難民を保護するという義務を履行しようとする姿勢が日本政府に欠如していることを示している。また、瀋陽領事館への駆け込み事件で国内外の非難を浴びた日本政府の不寛容な対応が改まっていないどころか、むしろ悪化しているというおそれを裏付ける。

以下に具体的に述べるとおり、これらの発言は、国際法にも国内法にも反する内容を含んでおり、人道に対する罪にすら該当するような行為を政府の要職にある政治家が認めるかのような発言を行い、難民について誤ったイメージを広め、徒に恐怖をあおることは決して容認できない。

### 第 3 個別の問題点

まず、麻生副総理の発言は、難民が武装をして日本に押し寄せる可能性があるとしているが、そもそも、武装した上で日本に侵入しようとする集団は難民とはいえず、難民の流出と武装した集団による侵入とを混同している。入管法が準用する難民条約上の難民の定義では、難民は、国家当局等からの迫害の被害者であって、後者のような侵入目的の武装集団は難民の定義に該当しないか、除外される。発言中の「武装難民」なる用語は、およそ一般的ではなく、麻生氏の難民に対する偏見を表すものと言わざるを得ず、実際に、迫害から逃げてくる難民が、まるで武装して侵入してくるような誤ったイメージを与えている。

そもそも朝鮮半島有事の際の難民として日本にたどり着く人々は、本国での重大な人権侵害の危険から逃れようとしているのであって、まさに庇護の手を差し伸べなければならない対象である。シリアやイラクから流出した難民についても、これらの難民が武装して他国に侵入したことによって他国が武力による対応を迫られたという事実は認め難い。

仮に難民が武装していることを前提として、これらの難民を射殺するとすれば、防衛法制や刑事法制といった関連する国内法に違反することはもとより、人権条約をはじめとする国際人権法に違反する上、国際刑事法上の人道に対する罪にも該当し得るものである。そもそも、このような発言自体、差別敵意を扇動するものとして、「戦争宣伝及び憎悪唱道の禁止」を定めた自由権規約 20 条 2 項に違反するものともいえる。

また、難民条約 31 条 1 項は、締約国は、当該締約国に逃げてきた難民に対し、不法に入国したまたは不法にいることを理由として刑罰を科してはならないと規定している<sup>1</sup>。朝鮮半島から流出した難民全体を不法入国で逮捕するとすれば、難民条約にも違反するものである。

#### 第 4 結語

以上のとおり、麻生副総理の発言は、国際社会において決して許されるものではなく、それが副総理という立場の人物から発せられたことは、日本の難民保護に対する姿勢をはじめ、条約遵守に対する姿勢を問われかねない。

当会議は、麻生副総理の発言に強く抗議し、日本政府が難民条約及びこれに関連する各種人権条約締約国としての責務を果たすことを改めて求めるとともに、麻生副総理においては同発言を直ちに撤回し、また、政府においても責任ある対応をするよう、要求する。

以上

本件に関する連絡先

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4 階

電話：03-5312-4826 FAX：03-5312-4543

---

<sup>1</sup> 日本の刑事法制上も難民の不法入国につき、一定の要件の下、刑を免除することとしている（出入国管理及び難民認定法第 70 条の 2）